

自動車保管場所利用等に関する誓約書

令和 年 月 日

一般財団法人山口県施設管理財団理事長様

県営住宅 棟 号

入居名義人氏名

下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 県営住宅では、契約可能な自動車保管場所が、一戸につき一台分であることを了解の上、二台目以降については適法な保管場所を確保すること。
- 2 自動車を格納するために工作物（車庫等）を設置しないこと。
- 3 県営住宅管理上支障となる行為や、他の入居者の迷惑となる行為は一切しないこと。
- 4 自動車保管場所を利用するに当たっては、安全運転に心がけ、住宅、施設又は設備を減失又は損傷しないこと。万一、減失又は損傷したときは、速やかに利用者の責任において原状回復すること。
- 5 駐車場使用決定書の記載事項及び駐車場管理組合の規約に規定された遵守事項を厳守すること。
- 6 住宅の建替や施設、設備、庭園等の新設もしくは拡張など、県において使用する必要のあるときや、利用承認の取消しもしくは利用承認が失効したときは、速やかに自動車保管場所を明渡し、自動車を他の場所へ移すこと。
- 7 その他自動車保管場所の利用に関する指示又は命令に従うこと。